

平成22年度 臨時会

日 時： 平成23年2月3日（木）午後13:30～

場 所： 関戸図書館 活動室

出席者： （図書館協議会委員）

会長、副会長、委員5名

（社会教育委員の会議）

議長、副議長

（教育委員会関連事務局）

教育長、教育部長、教育振興課 教育企画担当課長、教育企画担当主査

（図書館協議会事務局）

図書館長、管理・奉仕担当

教育長、教育部長、前回欠席委員 挨拶

社会教育委員の会議事務局 経緯、答申案に至る過程説明

社会教育委員の会議議長、副議長 挨拶、説明

会長： 副会長から意見をまとめた資料が提供されている。これについてのガイドラインをお聞きしたい。

副会長： 誤解のないように申し上げたい。
今回の手続きの不備については、社会教育委員の会議の責任とは思っていない。「けしからん」の次元ではなく、図書館協議会としてどういう形で図書館の問題をきちんと議論できるのかを話し合いたい。

（配付資料について説明）

1の(1)について

臨時委員について、図書館協議会委員が任命されていない時期に、元会長が任命されている。また図書館協議会は図書館法に則って設置されるべきとの趣旨で、2点確認しておきたい。

これまでの図書館協議会で、ホームページで公開されている要点録に記述がないので、議論があったなら明らかにしてほしい。平成22年4月21日に「図書館の評価をどうするか」の切り口では、議論があったと受け止めている。いずれにせよ、第9期委員は平成22年4月30日に任期が終了しており、7月に元会長が社会教育委員の臨時委員に任命されたこととは結びつかない。少なくとも、議論されている最中に、図書館協議会は開催されていない、ということである。

(2)について、専門部会等を設置することで実がとれるとのことだが、答申案にあるように「必要最小限、臨時的な開催」の縛りがあっては実質は難しい。

2について、図書館協議会の任務については、①「館長の諮問に応ずる」「機関」であり、②「図書館奉仕」について、「館長に対して意見を述べる機関」である。図書館協議会の答申や助言（意見具申）は、図書館長に対してというだけにとどまらず、設置者であり、発令者でもある教育委員会によって尊重されるべきものであることは明らかである。図書館協議会は住民が図書館

運営に参加することを制度化したものである。そこには、公立図書館の運営は、住民の意思を反映して行われるべきであるという理念が前提としてある。答申の中に、図書館法に基づく図書館協議会を否定する根拠がない限りは継続すべきである。図書館協議会を改革することが先決である。横断的な組織は必要であると思うが、そのためにはその基礎となる審議会、協議会について本来の機能が発揮できるようにしていかなければならないと思うので、残していただきたい。

事務局： 先ほどの、前任期の図書館協議会の中で議論があったかどうかという質問については、平成 22 年 4 月 21 日の定例会だけである。(今までの図書館協議会の説明)

委員： 審議会の重なりを解消し、効率良くより良い体制を、との諮問の趣旨に沿って検討されたのかと思う。

答申案は、後ろ向きで走り出したかとの印象がある。大きな組織で連携するには、下部できちっと審議している必要がある。部会についても、そこがはっきりと書かれていない気がして、一市民の立場として読むとわかりにくい。

12 月の社会教育委員の会議の会議録を読ませてもらった。部会について、図書館協議会の専門的なことの検討について、どの程度話してもらったのか見えてこない。

図書館協議会が今までどうだったのかわからないが、図書館協議会自体をもっと活性化し、もっと市民のために図書館をよくしたいと思っている。前向きに、横の連携をとって行く方が良いと思う。よりよい横の連携のためには、縦の連携を強化する必要がある。

図書館協議会の活性化については、自分としては報酬なしで良いので、年数回でなく毎月でも検討したいと思っている。ひとつの課題について検討し、途中経過で社会教育委員の会議で出して、助言をいただいてまた審議を深める、ということをお願いしたい。

図書館協議会は図書館長の諮問機関だが、社会教育委員の会議は教育委員会から直接諮問を受け、直接出すことができる。そのことは図書館にとっても良い結果になるのではないかと思われ、名前はいつでも実をとれば良いのではないか。

議長： 私たち社会教育委員の会議は、現場がわからず話すことのもどかしさ、その恐れを痛感している。限られた回数で結論を出すのが難しく、学習会として無報酬で検討することも行ってきた。どの会議でも、報酬の有無でなく意見を持っている方たちの集まりと思う。上っ面を流した連携でなく、組織を作ることが目的ではなく、それを生かすようにとの思いでこの答申案を作成している。

委員： 部会について、再度検討いただきたい。答申案がこのまま出ると、ひとり歩きして、せつかくのそのような貴重な思いとずれて行くのではないかが心配。

議長： どういうふうな書き方をすればそうならないのか、ご意見を賜れば幸い。

委員： 専門部会を「必要最小限」と規定しない方が良い。部会と審議会の関係を密にして情報共有し、より良い方向に持ってゆきたい。

副会長： 今の議論では答申案の内容の修正になってしまう。もう少し図書館協議会としてどのようなまとめ方がいいのか、中身を十分に議論したい。

委員： 経過としてはおかしい。私は、多摩市子どもの読書活動推進計画連絡会の会長として委員になっている。

子どもの読書活動推進計画は5カ年計画で、連絡会も、下部組織として市民連絡会議、学校関係者連絡会議、庁内連絡会議と色々な関連する場で議論し、横のつながりの大切さはそれなりに認識しているつもりだ。

一番の驚きは、図書館協議会が始まってなく協議がなかったときに図書館協議会が始まってなく協議がなかったときに、この議論がすすんでいっていることだ。これはおかしい。討議をもう一度やり直していただきたい。

委員： 私は市民委員として公募した。図書館協議会がなくなるかもしれないと最初に聞き、図書館について検討する気持ちがそがれた。

会議だけで解決するのは難しいと思う。学校で教師をしていた。若いころ構内研究で「こんなに国語ばかり研究していたら、他のことがおろそかにならないか」と先輩教師に言ったところ「そうではない。国語について深く研究することが、他のことにも反映する」と言われた。深い協議ができて、それが初めて大きな力になると今は理解している。

できれば、図書館について深い協議をさせてもらいたい。その上で、必要な連携に生かされていけばいいと思う。

委員： 難しい問題と思う。

答申案の経緯の手続き上のことと、答申案の中身についてのことが同時に話題になっている気がする。

内容について、図書館協議会として納得できないなら、どこが納得できないかを示すべきと思う。経緯と答申案は別に整理して考えた方がいいかと思う。

委員： 内容について、学校の立場で「こういう審議会ができたなら」どうかということについて発言させていただく。

学校は色々な支援を求めており、そのたびに、あれこれ多くのところに協力を求めているひとつの組織があり、そこに協力を求められるならありがたい。答申案に示された取り組みは、学校にとってはとてもありがたい。

休憩

議長： 図書館協議会でどうしたいと考えているのかを持ちあげてほしい。その上で、社会教育委員の会議において、変更可能な部分と譲れない部分の審議を深めていきたいと考えている。

部長： 手続きと内容についてのご議論をいただいている。手続きの問題については重ねてお詫び申し上げます。

1月一杯で社会教育委員の会議の答申を出す予定のところ、答申提出を延長し、任期終了の委員を臨時委員として再度任命し、図書館協議会の意見を聞こうとしている。どうかこの場でご意見をまとめ、社会教育委員の会議の議論に乗せられるようにしていただきたい。

事務局： 手続きについて配慮が足りなかったこと、委員のみなさまのお気持ちを傷つけたことについては私の責任であり、幾重にもお詫び申し上げます。

ただ、社会教育委員の会議が、答申提出直前にその歩を止め、議長、副議長もこうして同席し、図書館協議会の意見を聞こうと配慮してくださっていることについてご理解いただければと思う。

会長： 各委員から意見がでたが、副会長としてはまとめる方向性として何かあるか。

副会長： まとめることは考えていないが、文化財保護審議会と参加の仕方は同じになると思うが、図書館法に基づく図書館協議会の存続は保証し、図書館の代表が新たな審議会に参加する形でまとまることを望んでいる。

会長： これも解釈の問題かと思う。この表現は、図書館協議会を制限するというように受け取れるという意見に対しては、治まりがつかないのではないか。図書館協議会を保障することを一項目いれる必要もないと思うが、私はこの表現で制限するようには受け取っていなかったのだが、図書館協議会として新たな委員が任命され、希望に燃えている委員の気持ちを汲んでいただきたい。

副会長： 専門部会という組織ではなく、図書館協議会は現在の文化財保護審議会と同じ立場で参画することが前提である。回数、時間はこれまで以上に充実して行くことも前提である。

会長： 私もそのように思うが、表現の仕方だけである。図書館協議会が否定されているようには受け取らなかった。

委員： 委員会組織としては、文言の訂正では済まない。部会と名前を変えれば良いのではなく、それでは図書館協議会の本来の仕事ができないと思う。組織として存続することが大切なのではないか。

委員： 機能的な部分がはっきり位置付けされれば、私は名称や法定にはこだわっていない。図書館協議会としての位置付けがうやむやになると困るかな、と思うので、図書館の方でそこは明確に位置付けをしてほしい。だんだんと解釈がずれて行かないように。

委員： それぞれの協議会、審議会が独立したものとして10名ずつ、新たな審議会でも10名程度というのは、非常に多岐に渡り重いかな、との印象。スリムにするがやることは増える。図書館協議会の名を変えるのは仕方ないと思うが、同じ残し方では従来のものに変化がなく、たとえば図書館協議会をスリムにして、さらに代表が出る形にした方が良いのではないか。そのようにすると、答申案も生かせるのではないか。

委員： 答申の根本には、ニーズに対してスピーディーに対応するために組織をどうするか、の意図があるのではないか。効果的にすることが肝要。自分としては、法に基づく会として残すことにはこだわりはない。学校としても、いつまでも「あっちに聞き、こっちに聞き」の状態では困る。

委員： 「効率的」の言葉はそのとおり大切と思う。

しかしそれを前面に掲げ、図書館のすべきことが置き去りにされては困る。市民の知りたいことに対して資料を提供するのが図書館の役割で、その資料は、それぞれの市民が判断し考えるためのもの。答申案には、図書館の一番大切な役割について出ていないように思う。

図書館は、公民館活動など、それぞれが役割を果たすにあたっての基盤であ

り、横並びで考えるのはおかしいのではないか。

副議長： 今のようなことについても、ひとつの審議会の場合ができた場合、情報提供などの普及効果が全然違う。図書館についても今までのように図書館の中で協議するだけでなく、審議会の中で協議されて、ドーンとより効果的に更にステップアップすることができる。色々な分野の人がその中にはいることで、波及効果の可能性が広がる。

副会長： それをするためには、基礎単位での図書館協議会がしっかりしている必要があり、そのために残してほしいと言っている。新しい審議会への参加を否定しているわけではない。ただ、3月まで答申を延ばすとのお話をいただいているが、この場の議論を尽くす必要がある。

会長： 図書館協議会としての希望も含め、まとめあげて社会教育委員の会議に持って行ってほしい。今後の進め方についてどうするか、という意見も含め、確認しておきたい。

図書館協議会の活性化についても、色々な案が出ている。プライベートな時間での検討についても賛同を得られれば実施したい。そういうことになっても協力できますよ、なのかそうでないのか、も含めて進め方について意見をまとめてほしい。

委員： 答申案についての意見交換は終了か。

会長： 今出た意見を事務局でまとめて委員に了解が取れば出すという形か。

副会長： せっかく意見が出ているので、この場で議論を進化させた方がよい。事務局一任は無責任である。

会長： 会長、副会長と事務局との調整ではいかがか。

委員： 方向が出て来たので、もう少し煮詰めては。

会長： 了解した。そのような方向にしたい。図書館協議会は現在と同じ形の存続か、スリム化を図るのか。

委員： スリム化もいいが、図書館協議会の活性化が先に思う。事務局には負担がかかるが、新たな審議会にも良い情報が提供できればいい。専門部会かどうかのこだわりさえクリアできれば、ここでまとまるのではないか。

副会長： そのとおりである。スリム化、効率化は否定しないが、本来の図書館協議会の役割を果たしてからのこと。

答申案の P8.について、公民館運営審議会の再編成については言わないが、この図で言うと、文化財保護審議会と同じように、図書館協議会も独立させてほしい。そうすれば図書館協議会も存続するし、答申案もさほどはずれない。それでまとめてもらえれば、もう言うことはない。学校の先生方も含めての合意になれば、今日ここでまとまる。

会長： 図書館協議会を代表として、新たな審議会に出席するのは保証されているわけか。

議長： 今はそういう形では想定していないが。図書館協議会が今まで開かれていなくて、改めてそういう結論に達し、図書

館協議会の総意であることを堤会長にお持ちいただけるなら、社会教育委員の会議で議論したい。

副会長： 社会教育委員の会議の議長、副議長はそう言ってくださると思うが、これまでの事務局サイドの話を伺っておきたい。事務局が了解してもらえないと進まないのではないか。

議長： 答申はあくまで社会教育委員の会議と臨時委員3人でまとめあげ、教育委員会に提出する。教育委員会が受取りどう判断するかは別のものとして承知していただきたい。これがいつもの答申の形で、答申が100パーセント通るとうものではない。

副会長： それが諮問、答申の本来あるべき姿と心得ている。しかし実際には背景もあると思うので、それも含めてざっくばらんに伺いたい。答申として市民の前に明らかになるので。

部長： ここでまとめられたものが社会教育委員の会議で出される。事務局はあくまで事務局であり、審議、答申は最大限尊重する。

委員： 社会教育委員の会議として、図書館協議会の意見を十分に反映したものとして出されると理解して良いか。

教育課長： 社会教育委員の会議の事務局として申し上げる。この案については、社会教育委員の会議、公民館運営審議会、図書館協議会を統合するという一方で、公民館運営審議会には同意をいただいている。そちらの意向ももう一度確認した上でのことになると思う。

部長： 今回の社会教育委員の会議は2月17日。結論がついたなら、正副会長にまとめを一任する方法もあるし、まとまらないならもう一度再確認しても良いと思う。社会教育委員の会議の当日は堤会長からご発言いただき、事務局からも今日の会議について状況を説明し、今後の行き違いが無いよう、紙で総意が固まっているような形にさせていただけるとありがたい。

委員： 図書館協議会として答申案について最終結論がでていない。存続か、専門部会かについてはっきりさせた方がいい。
さきほど、形式や名称にはこだわらないと発言したが、答申に書かれた専門部会の意図が、時間がたつうち横滑りして解釈が変わって行く可能性もあると思うので、そういう意味で、法に基づく協議会にしておいた方が安全かな、と思う。

会長： いずれにしても決定は教育委員会に任せられる。私たちは図書館協議会が存続するよう努力する。

委員： 専門部会にすると、回数、やり方などが自分たちの自由に決められなくなるかもしれない。今までの流れで言うと、独立した形で残して独自に話し合えるようにした方が良いのでは。

委員： 文化財保護審議会が別組織であるのはなぜか。

議長： 文化財保護審議会は、専門の委員のみで構成されているもの。

副会長： そういう意味では図書館協議会も生涯学習の要であり、見識者ばかりではないが専門性の高いものである。

教育担当主査： 補足する。文化財保護審議会の役割の多くが許認可に関するもので事務手続きが主体になる。それは独自のものとして行い、連携できる部分は連携しようとの趣旨。

委員： 図書館の専門性において図書館協議会は独立し、その代表が問題によっては新たな委員会に参加するとしてはどうか。情報の共有のためには、図書館協議会は独立していた方が良い。

副会長： 今の方向で、学校の先生方の合意が得られ、まとめることができれば、図書館協議会として決められるのではないかな。

会長： そういう方向で決めるということではいかがかな。

委員： 図書館協議会が今の形で残ると、先生方の参加は難しいのではないかな。できる範囲で情報共有を図れば良いのでは。図書館の発展のためにも、色々な分野の連携は大切。

議長： スケジュールの確認。2月17日に会議を行うので、2月10日までに図書館協議会のご意見をまとめて提出していただければ、それを受けて17日の会を進めていきたいと思います。

副会長： そのスケジュールで図書館協議会をもう一度開催する余裕はない。今日まとめたい。図書館協議会の存続について、学校の各委員は如何かな。

委員： 存続することについて、特に反対する理由はないが。人数、参加の仕方などについては、別途話をさせていただきたい。

委員： 本市に赴任してまだ日が浅いため、多摩市の図書館の現状についてはまだ勉強不足の面もあるが、課題は蓄積しているようであり、特に反対ではない。

会長： 作成し事前に委員に了解を得て、10日までに提出する。

副議長： 堤会長に委員として出席していただいていたが、代表以外の委員と話したのは初めて。
色々な分野の集まりで、推薦を受けた代表だけでなく周りはどうだろうね、ということを考えて審議してきた。
もっと情報を1か所にまとめて、各協議会のためのスリム化ではなく、市民がどうしたら情報をもらって、学校も、子どもも、色々な世代間交流ができるだろうかとの思いで検討し、何年もかかってここまで来ている。市長部局にも入り込もうとしている。
図書館のことを度外視しているわけでは、全くない。市民がもっと使い勝手の良い、豊かな暮らしをとの切り口で、垣根を超えた協議をしようとしてきた。

議長、副議長、教育委員会関連事務局退出

[図書館協議会の活性化、進め方について]

情報提供